

記入例

—財産処分等—

◆注意事項◆

- ・使用する印鑑は、補助金交付手続き（申請書、変更申請書、変更届、実績報告書、請求書等）に使用したのと同じ印鑑を使用してください（認印可。スタンプ印不可。）。
- ・補助金交付手続きに使用した印鑑を紛失している場合は、使用印鑑変更届を提出してください。
- ・補助金交付確定時と現住所が異なる場合には、住所変更届を提出してください。
- ・修正液の使用や削りのある書類は受け付けられません。
訂正箇所がある場合は、当該部分に二重取り消し線を引き、その上に訂正印を押印してください。ただし、金額の訂正はできません。
- ・申請書等の記入に消えるインクのペンは使用不可です。必ず消えない黒のボールペンで記入してください。

財産毀損・滅失届出書

1

平成27年3月10日

佐賀市長 様

2

届出者 住所 佐賀市栄町1番1号
氏名 佐賀 太郎
電話番号 0952-40-7201



佐賀市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

なお、既に交付された補助金の全部又は一部の返還が必要となった場合には、速やかに返還いたします。

3	指令年月日	平成25年6月25日	指令番号	佐賀市指令環第0号
	補助年度	平成25年度	補助事業等の名称	佐賀市住宅用太陽光発電システム設置支援事業
4	毀損・滅失した財産	太陽光発電システム		
	補助金等の既交付金額	57,000 円		
5	補助事業等の経費精算額のうち補助対象金額	1,320,683 円		
	対象システムの電力受給開始日	平成25年12月14日		
6	毀損・滅失の原因及び内容(状況)	隣家火災の延焼により、自宅が全焼したため、対象システムの全部が焼失した。		
	毀損・滅失年月日	平成27年3月24日		
7	今後の方針(修繕・買換など)	対象システムは修繕が不可能であるため廃棄し、自宅を再建した後に新システムへ買い換える。		
	添付書類	①一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)又は佐賀県に財産処分承認申請書を提出する必要がある場合は、提出した申請書の写し ②受給契約の廃止の手続きを行う場合は、電力会社へ提出した「太陽光発電からの電力販売に関する申込書」の写し ③対象システムの毀損・滅失の状態が分かる現況写真 ④毀損・滅失の原因となった事柄が発生したことが確認できる書類(罹災証明、収用証明書の写し等) ⑤その他市長が必要と認める書類		

財産毀損・滅失届出書（要綱第12条関係）

1

■届出日

- ・持参—届出書を持参する日を記入してください。
- ・郵送—投函する日を記入してください。

2

届出者情報

- 住所：届出日現在の住民票記載住所を記入してください。
- 氏名：住民票に記載されている漢字で記入してください。
- 印：補助金交付申請時と同じ印鑑を使用してください。
交付申請時の印鑑を紛失した場合は、使用印鑑変更届を提出してください。
認印可。スタンプ印不可。※明瞭に押印すること。
- 電話番号：日中に届出者と連絡がとれる番号を記入してください。

3

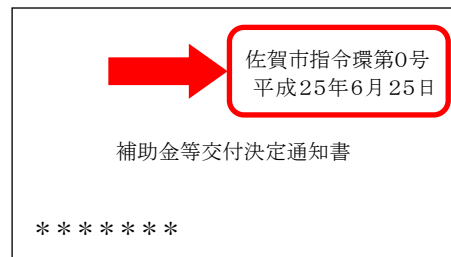
■ 指令年月日・指令番号

補助金等交付決定通知書の右上に記載されている日付・番号を記入してください。

ただし、これまでに補助金等変更申請書を提出している場合は、補助金等交付変更通知書の日付・番号を記入してください。

指令番号は補助年度によって異なりますので、ご注意ください。

- ・平成21、23～25年度補助の場合 佐賀市指令環第 号
- ・平成26年度補助の場合 佐賀市指令環政第 号



4

■ 既交付金額・補助対象金額

補助金等確定通知書のとおり記入してください。なお、既交付金額は交付確定額と同額になります(ただし、交付後に補助金を返還している場合はこの限りではありません)。

5

■ 電力受給開始日

電力会社と受給契約を開始した際に発行された「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」に記載されている電力受給開始日を記入してください。

6

■ 毀損・滅失の原因及び内容（状況）

対象システムが毀損・滅失した原因（火災、地震等）や毀損・滅失の具体的な内容（全部焼失、瓦礫による一部損壊等）、その他毀損・滅失に係る状況を記入してください。

■ 毀損・滅失年月日

対象システムが毀損・滅失した日を記入してください。

7

■ 今後の方針

毀損・滅失したシステムについて、修繕して使用する、買い換える、あるいは廃棄するなど、今後の方針を記入してください。

※ 添付書類①～⑤の提出の際は、以下の点に注意してください。

- ①：J-PEC や佐賀県から補助金の交付を受けている場合には、今回の毀損・滅失に当たり手続きが必要かどうか確認してください。
- ②：今回の毀損・滅失に当たり、電力会社との間で受給契約の廃止の手続きが必要かどうか確認してください。
- ③：現況写真は、以下の写真を提出してください。
 - ・ 太陽電池モジュールを設置していた建物全体の現況が確認できるカラー写真
（車庫などの住宅以外の建物に設置していた場合は、住宅全体の写真を別に提出してください。建物が消失している場合は、その跡地の写真を提出してください。）
 - ・ 太陽電池モジュールとパワーコンディショナの現況が確認できるカラー写真
- ④：毀損・滅失の原因の発生が確認できる書類としては、原因が災害の場合は罹災証明、道路拡張の場合は収用証明書などが想定されます。各証明書については、原本ではなく写しを提出しても構いません。

財産処分承認申請書

1

平成27年3月10日

佐賀市長 様

2

申請者 住所 佐賀市栄町1番1号
氏名 佐賀 太郎
電話番号 0952-40-7201



佐賀市補助金等交付規則第17条の規定により、次のとおり財産処分を申請します。
なお、既に交付された補助金の全部又は一部の返還が必要となった場合には、速やかに返還いたします。

3

指令年月日	平成25年6月25日	指令番号	佐賀市指令環第0号
補助年度	平成25年度	補助事業等の名称	佐賀市住宅用太陽光発電システム設置支援事業
処分予定の財産	太陽光発電システム		

4

補助金等の既交付金額	57,000 円
補助事業等の経費精算額のうち補助対象金額	1,320,683 円
対象システムの電力受給開始日	平成25年12月14日

6

処分の方法	売却・ 譲渡 ・交換・貸付・担保・廃棄・その他 () 【処分内容の詳細】 対象システムを設置した住宅に引き続き居住する予定の親族に無償で譲渡する
処分の理由	対象システムを設置した住宅から転居することとなったため
処分によって見込まれる収益	0 円
処分予定年月日	平成27年3月31日 (予定)

7

転居先 (転居する予定がある場合のみ)	転居先住所: 佐賀市三瀬村三瀬2764番地 転居先電話番号: 0952-40-7200 転居予定日: 平成27年3月31日 (予定)
---------------------	--

添付書類 (②は任意提出)	①一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センター (J-PEC) 又は佐賀県に財産処分承認申請書又は補助事業者名義変更申請書を提出する必要がある場合は、提出した申請書の写し ②処分の方法が無償での「譲渡」の場合は、 ・対象システムの継承に係る誓約書 ・譲渡の相手方について、市税の滞納がない証明書 (完納証明書) ③処分によって収益が見込まれる場合は、金額の根拠となる書類 ④その他市長が必要と認める書類
---------------	--

財産処分承認申請書（要綱第13条関係）

1

■ 申請日

- ・持参—申請書を持参する日を記入してください。
- ・郵送—投函する日を記入してください。

2

申請者情報

- 住所：申請日現在の住民票記載住所を記入してください。
- 氏名：住民票に記載されている漢字で記入してください。
- 印：補助金交付申請時と同じ印鑑を使用してください。
交付申請時の印鑑を紛失した場合は、使用印鑑変更届を提出してください。
認印可。スタンプ印不可。※明瞭に押印すること。
- 電話番号：日中に申請者と連絡がとれる番号を記入してください。

3

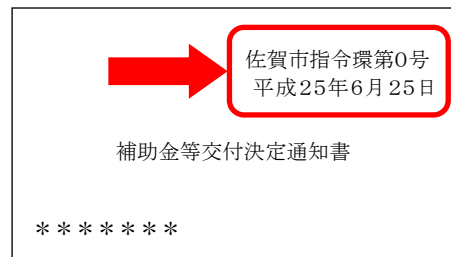
■ 指令年月日・指令番号

補助金等交付決定通知書の右上に記載されている日付・番号を記入してください。

ただし、これまでに補助金等変更申請書を提出している場合は、補助金等交付変更通知書の日付・番号を記入してください。

指令番号は補助年度によって異なりますので、ご注意ください。

- ・平成21、23～25年度補助の場合 佐賀市指令環第 号
- ・平成26年度補助の場合 佐賀市指令環政第 号



4

■ 既交付金額・補助対象金額

補助金等確定通知書のとおり記入してください。なお、既交付金額は交付確定額と同額になります(ただし、交付後に補助金を返還している場合はこの限りではありません)。

5

■ 電力受給開始日

電力会社と受給契約を開始した際に発行された「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」に記載されている電力受給開始日を記入してください。

6

■ 処分の方法

処分方法を上段の選択肢から選び、下段に詳細を記入してください。

処分方法で「その他」を選択した場合は、具体的な内容を括弧内に記入してください。

■ 処分の理由

処分が必要となった理由を記入してください。

■ 処分によって見込まれる収益

処分によって、売却代金などの収益が発生する見込みである場合は、その金額を記入してください。

■ 処分予定年月日

事前申請のため、申請日以降の日付を記入してください。

7

■ 転居先

申請者が転居する予定がある場合は、転居先の住所、電話番号と転居予定日を記入してください。

※ 添付書類①～④の提出の際は、以下の点に注意してください。

①：J-PEC や佐賀県から補助金の交付を受けている場合には、今回の処分に当たり手続きが必要かどうか確認してください。

②：誓約書・完納証明書は、処分の方法が無償での「譲渡」であり、譲渡先が誓約書の記載内容に該当し、かつ佐賀市の市税を滞納していない場合のみ提出できます。

（提出は任意です。提出があれば、補助金返還を免除される可能性があります。）

なお、完納証明書については、現在居住する住所が記載されており、申請日から3ヶ月以内に発行された佐賀市の市税の滞納が無い証明書を提出してください。

③：売却・貸付により収入が得られる場合などにその収益額の根拠となる書類の提出が必要となります。金額の根拠となる書類としては、契約の見積書等が想定されます。

財産処分完了届出書

1

平成27年3月30日

佐賀市長 様

2

住所 佐賀市栄町1番1号
氏名 佐賀 太郎
電話番号 0952-40-7201



3

平成27年3月22日付け佐市環政第000号で承認を受けた財産の処分が完了しましたので届け出ます。

なお、既に交付された補助金の全部又は一部の返還が必要となった場合には、速やかに返還いたします。

4

処分した財産	太陽光発電システム
処分の方法	売却・譲渡・交換・貸付・担保・廃棄・その他 () 【処分内容の詳細】 対象システムを設置した住宅に引き続き居住する予定の親族に無償で譲渡した
処分によって発生した収益	0 円
対象システムの処分年月日	平成27年3月24日
添付書類	①電力会社に受給契約の廃止又は名義の変更の手続きを行うために提出した「太陽光発電からの電力販売に関する申込書」の写し ②電力会社に名義の変更の手続きを行った場合は、手続き完了後に電力会社から発行される「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」又は「内容変更」の写し ③処分によって収益が発生する場合は、金額の根拠となる書類（契約書の写し等） ④処分を行ったことが確認できる書類（現況写真、契約書の写し等） ⑤その他市長が必要と認める書類

財産処分完了届出書（要綱第13条関係）

1

■届出日

- ・持参一届出書を持参する日を記入してください。
- ・郵送一投函する日を記入してください。

2

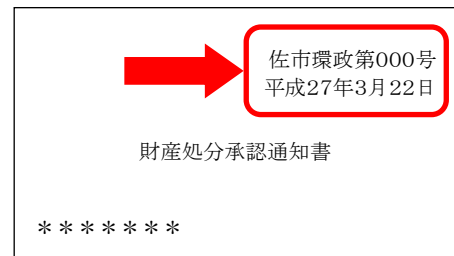
届出者情報

- 住所：届出日現在の住民票記載住所を記入してください。
財産処分承認申請時と住所が異なる場合は、住所変更届を提出してください。
- 氏名：住民票に記載されている漢字で記入してください。
- 印：財産処分申請時と同じ印鑑を使用してください。
申請時の印鑑を紛失した場合は、使用印鑑変更届を提出してください。
認印可。スタンプ印不可。※明瞭に押印すること。
- 電話番号：日中に届出者と連絡がとれる番号を記入してください。

3

■ 財産処分承認の年月日・番号

財産処分承認通知書の右上に記載されている
日付・番号を記入してください。
(補助金等交付決定通知書の指令年月日・指令
番号ではありません。)



4

■ 処分の方法

処分方法を上段の選択肢から選び、下段に詳細を記入してください。
処分方法で「その他」を選択した場合は、具体的な内容を括弧内に記入してください。

■ 処分によって発生した収益

処分によって、売却代金などの収益が発生した場合は、その金額を記入してください。

■ 処分年月日

対象システムを処分した日を記入してください。

※ 添付書類①～⑤の提出の際は、以下の点に注意してください。

③：収益額の根拠となる書類とは、収益額全体が確認できるものが必要であるため、契約書の写し等が想定されます。

(たとえば、領収書のみでは領収額が収益額の全部であるか一部であるか確認できず、見積書のみでは実際の契約額と同一であるかが不明であるため、確認書類としては不足します。)

④：現況写真を提出する場合は、以下の写真を提出してください。

- ・ 太陽電池モジュールを設置していた建物全体の処分前・処分後の状況が確認できるカラー写真

（車庫などの住宅以外の建物に設置していた場合は、住宅全体の写真を別に提出してください。建物が消失している場合は、その跡地の写真を提出してください。）

- ・ 太陽電池モジュールとパワーコンディショナの設置場所の処分前・処分後の状況を比較して確認できるカラー写真

財産相続届出書

1

平成27年3月10日

佐賀市長 様

2

相続者 住所 佐賀市栄町1番1号
氏名 空野 恵子
電話番号 0952-40-7201



補助事業者の死去に伴い、相続人として下記のとおり届け出ます。

なお、補助事業者に交付された補助金の全部又は一部の返還が必要となった場合には、補助事業者に代わって速やかに返還いたします。

3

指令年月日	平成25年6月25日	指令番号	佐賀市指令環第0号
補助年度	平成25年度	補助事業等の名称	佐賀市住宅用太陽光発電システム設置支援事業
相続した財産	太陽光発電システム		

4

補助金等の既交付金額	57,000 円
補助事業等の経費精算額のうち補助対象金額	1,320,683 円
対象システムの電力受給開始日	平成25年12月14日

6

補助事業者	住所：佐賀市栄町1番1号 氏名：佐賀 太郎 死亡年月日：平成27年2月28日
-------	--

7

対象システムの今後の取り扱い	<input type="checkbox"/> 相続者が自ら居住する住宅における電力消費の用に当てる <input checked="" type="checkbox"/> 相続者が居住していない住宅における電力消費の用に当てる <input type="checkbox"/> 売却、譲渡、交換、貸付、担保、廃棄等の処分を行う → 処分を行う前に「財産処分承認申請書」の提出が必要です。 <input type="checkbox"/> その他 ()
----------------	--

添付書類
(③及び④は任意提出)

- ①一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）に補助事業者名義変更申請書を提出する必要がある場合は、提出した申請書の写し
- ②電力会社に名義の変更の手続きを行った後に電力会社から発行される「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」又は「内容変更」の写し
- ③対象システムの今後の取り扱いについて「相続者が自ら居住する住宅における電力消費の用に当てる」を選択した場合は、
 - ・対象システムの継承に係る誓約書
 - ・相続者について、市税の滞納がない証明書（完納証明書）
- ④その他市長が必要と認める書類

財産相続届出書

1

■届出日

- ・持参一届出書を持参する日を記入してください。
- ・郵送一投函する日を記入してください。

2

相続者情報

- 住所：届出日現在の相続者の住民票記載住所を記入してください。
- 氏名：住民票に記載されている漢字で記入してください。
- 印：認印可。スタンプ印不可。※明瞭に押印すること。
- 電話番号：日中に相続者と連絡がとれる番号を記入してください。

3

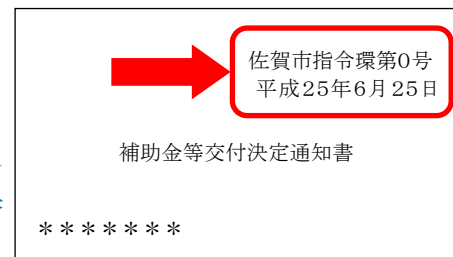
■ 指令年月日・指令番号

補助金等交付決定通知書の右上に記載されている日付・番号を記入してください。

ただし、これまでに補助金等変更申請書を提出している場合は、補助金等交付変更通知書の日付・番号を記入してください。

指令番号は補助年度によって異なりますので、ご注意ください。

- ・平成21、23～25年度補助の場合 佐賀市指令**環**第 号
- ・平成26年度補助の場合 佐賀市指令**環政**第 号



4

■ 既交付金額・補助対象金額

補助金等確定通知書のとおり記入してください。なお、既交付金額は交付確定額と同額になります(ただし、交付後に補助金を返還している場合はこの限りではありません。)

5

■ 電力受給開始日

補助事業者が電力会社と受給契約を開始した際に発行された「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」に記載されている電力受給開始日を記入してください。

6

補助事業者情報

- 住所：死亡日時点の補助事業者の住民票記載住所を記入してください。
- 氏名：住民票に記載されていた漢字で記入してください。
- 死亡年月日：佐賀市に提出した死亡届に記載した死亡年月日を記入してください。

■ 対象システムの今後の取り扱い

相続した対象システムを今後どのように取り扱うか、該当するものにチェックしてください。「その他」を選択した場合は、具体的な内容を括弧内に記入してください。

※ 添付書類①～③の提出の際は、以下の点に注意してください。

①：J-PEC から補助金の交付を受けている場合には、今回の相続に当たり手続きが必要かどうか確認してください。

③：誓約書・完納証明書は、相続者が誓約書の記載内容に該当し、かつ佐賀市の市税を滞納していない場合のみ提出できます。

（提出は任意です。提出があれば、補助金返還を免除される可能性があります。）

なお、完納証明書については、現在居住する住所が記載されており、届出日から3ヶ月以内に発行された佐賀市の市税の滞納が無い証明書を提出してください。

誓 約 書

下記の事項について誤りが無いことを誓約します。

1

平成25年6月25日付けで補助金の交付決定を受けて設置した太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）に係る一切の権利義務を補助事業者から設備継承者に譲渡します。

- ② 設備継承者は、これまでに佐賀市住宅用太陽光発電システム設置支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）による補助金の交付を受けたことはありません。
- ③ 設備継承者は、要綱第12条の規定に基づき、対象システムを補助事業者に代わって適切に管理し、発電した電力を佐賀市内の自ら居住する住宅における電力消費の用に当てることとします。今後、対象システムの処分を行う場合は、要綱第13条及び第14条の規定を遵守します。
- ④ 設備継承者は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
なお、佐賀市が必要な場合には、佐賀県佐賀警察署に照会することについて承諾します。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

2

平成27年3月10日

佐賀市長 様

3

(補助事業者本人署名)

住 所 佐賀市栄町1番1号

氏 名 佐賀 太郎



(設備継承者本人署名)

住 所 佐賀市栄町1番1号

氏 名 空野 恵子



補助事業者との続柄 子

対象システムの継承に係る誓約書（譲渡）

1

■ 指令年月日

補助金等交付決定通知書の右上に記載されている日付を記入してください。

ただし、これまでに補助金等変更申請書を提出している場合は、補助金等交付変更通知書の日付を記入してください。



佐賀市指令環第0号
平成25年6月25日

補助金等交付決定通知書

2

■ 提出日

- ・持参—誓約書を持参する日を記入してください。
- ・郵送—投函する日を記入してください。

3

補助事業者・設備継承者情報

■住所：届出日現在の住民票記載住所を記入してください。

■氏名：住民票に記載されている漢字で記入してください。

■印：補助事業者については、財産処分承認申請書に押印する印鑑と同じものを使用してください。

認印可。スタンプ印不可。※明瞭に押印すること。

■補助事業者との続柄：補助事業者から見た設備継承者の続柄を記入してください。

（例）補助事業者：父、設備継承者：子であれば、「子」と記入する

※ 誓約書中①～④のいずれかに該当しない場合は、本誓約書は提出できません。誓約書の内容を良くご確認の上、提出していただきますようお願いいたします。

誓 約 書

下記の事項について誤りが無いことを誓約します。

1

平成25年6月25日付けで補助金の交付決定を受けて補助事業者 佐賀 太郎 が設置した太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）を補助事業者の死去に伴い相続し、対象システムに係る一切の権利義務を継承しました。

- ② 設備継承者は、これまでに佐賀市住宅用太陽光発電システム設置支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）による補助金の交付を受けたことはありません。
- ③ 設備継承者は、要綱第12条の規定に基づき、対象システムを補助事業者に代わって適切に管理し、発電した電力を佐賀市内の自ら居住する住宅における電力消費の用に当てることとします。今後、対象システムの処分を行う場合は、要綱第13条及び第14条の規定を遵守します。
- ④ 設備継承者は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
なお、佐賀市が必要な場合には、佐賀県佐賀警察署に照会することについて承諾します。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

2

平成27年3月10日

佐賀市長 様

3

(設備継承者本人署名)

住 所 佐賀市栄町1番1号

氏 名 空野 恵子



補助事業者との続柄 子

対象システムの継承に係る誓約書（相続）

1

■ 指令年月日

補助金等交付決定通知書の右上に記載されている日付を記入してください。

ただし、これまでに補助金等変更申請書を提出している場合は、補助金等交付変更通知書の日付を記入してください。



佐賀市指令環第0号
平成25年6月25日

補助金等交付決定通知書

2

■ 提出日

- ・持参—誓約書を持参する日を記入してください。
- ・郵送—投函する日を記入してください。

3

設備継承者情報

■住所：届出日現在の住民票記載住所を記入してください。

■氏名：住民票に記載されている漢字で記入してください。

■印：認印可。スタンプ印不可。※明瞭に押印すること。

■補助事業者との続柄：補助事業者から見た設備継承者の続柄を記入してください。

（例）補助事業者：父、設備継承者：子であれば、「子」と記入する

※ 誓約書中①～④のいずれかに該当しない場合は、本誓約書は提出できません。誓約書の内容を良くご確認の上、提出していただきますようお願いいたします。